（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等）

第六条　法第二十二条第三項第二号に規定する防衛省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　［略］

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第十九条の三に規定する事務

2　［略］

（法第二十二条第七項の防衛省令で定める者等）

第二十四条　［略］

2　法第二十二条第八項の防衛省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一～四　［略］

五　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十五条第一項第五号ハに掲げる業務若しくは同号ヘに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）又は同項第六号に掲げる業務を行う場合

六～十　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年六月一日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第三号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年五月二十二日

会計検査院長　原田　祐平

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等）

第六条　法第二十二条第三項第二号に規定する防衛省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　［同上］

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第十九条の二に規定する事務

2　［同上］

（法第二十二条第七項の防衛省令で定める者等）

第二十四条　［同上］

2　法第二十二条第八項の防衛省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一～四　［同上］

五　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十五条第一項第五号ハに掲げる業務又は同号ヘに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）を行う場合

六～十　［同上］

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五号の二書式を次のように改める。

第五号の二書式（第三十九条関係）

給　与　証　明　書　（支給日　月　日）

項目		金額	備考
給与	職員基本給	円	
	職員俸給		
	扶養手当		
	内訳 何々（「以下「目の細分」による。）		
	職員諸手当		
	管理職手当		
	初任給調整手当		
	通勤手当		
	内訳 何々（「以下「目の細分」による。）		
	超過勤務手当		
	短時間勤務職員給与		
	定年前再任用短時間勤務職員給与		
	暫定再任用短時間勤務職員給与		
	任期付短時間勤務職員給与		
	内訳 何々（「以下「目の細分」による。）		
	何々（「以下「目」による。）		
	内訳 何々（「以下「目の細分」による。）		
計			